

防 火 協 会 会 則

会 則	昭 和 3 9 .	5 .	8
沿 革	昭 和 4 5 .	5 .	1 8
”	昭 和 5 4 .	6 .	1
”	昭 和 6 0 .	6 .	3
”	平 成 3 .	6 .	7
”	平 成 4 .	5 .	2 9
”	平 成 1 5 .	6 .	1 9
”	平 成 2 5 .	5 .	2 9
”	令 和 2 .	6 .	1 7

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は尼崎市防火協会と称す。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所を尼崎市消防局内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は防火思想の普及宣伝ならびに消防施設の強化を図り、もって火災等による災害の防止と軽減を期し職場の安全と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及宣伝
- (2) 消防施設の整備促進
- (3) 防火に関する功労者の表彰
- (4) 火災予防対策の研究と発表
- (5) 危険物保安に関する指導、講習、研究
- (6) 消防技術向上に伴う教養、研究、見学

- (7) 会員相互の情報交換
- (8) 消防関係法令の周知と教養
- (9) 消防機関に対する協力支援
- (10) 予防資料のしゅう集配付
- (11) その他本会の目的達成するための必要事項

第2章 会員及び役員

(会 員)

第5条 本会の会員は、工場、事業場、その他本会の趣旨に賛同したものををもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事若干名
- (5) 参事若干名

2 会長、副会長は理事会において会員中より選任する。

3 理事及び監事は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

4 参事は消防職員等の中より会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を代表し、議事その他会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は理事会に出席し、会務を審議する。

4 監事は会の運営及び会計その他の事項を査察監督する。

5 参事は会長の命を受けて会務を推進処理する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置く。

2 顧問は市長、副市長、消防局長、消防団長とし会長が委嘱する。

3 顧問は本会の諮問に応ずる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員任期が満了しても、後任が選出されるまでの期間は、役員としての期間内とみなすものとする。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

第3章 支部及び連絡会

(支部)

第11条 本会に支部を置く。

2 前項の支部は各消防署管轄を単位とする。

3 各支部には支部長を置く。

4 支部長は理事中より会長が委嘱する。

5 支部長任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された支部長任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第12条 前条の支部に次の部会を置くことができる。

(1) 危険物保安部会

(2) 防火管理部会

(3) 自衛消防隊部会

(支部及び部会の運営)

第13条 支部及び部会の運営要領については、支部長がこれを定める。

(連絡調整)

第14条 会長は各支部の運営について、連絡調整を必要とするときは、その度支部長を招集し連絡会を設けることができる。

第3章の2 危険物安全委員会

(委員会の構成等)

第14条の2 本会に危険物安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会には、委員長及び委員若干名を置く。
- 3 委員長は、理事中より理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 委員は、危険物施設を有する会員中より会長の承認を得て委員長が委嘱する。
- 5 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長の職務)

第14条の3 委員長は、委員会を代表し会長の承認を得て委員会の運営にあたる。

- 2 委員長は、委員会の運営について、会則の定められているものの外、会長の承認を得て別に定めることができる。

(委員会)

第14条の4 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 危険物取扱者の育成指導
- (2) 危険物保安に関する調査、講習、研究
- (3) 公益財団法人兵庫県危険物安全協会に関する事項

第4章 会 議

第15条 本会の会議は総会、理事会及び役員会とし、会長が招集する。ただし、招集することが困難である場合は、書面会議をもって代えることができる。

(総 会)

第16条 総会は毎年1回以上開き、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 会則の変更その他必要な事項

(理事会)

第17条 理事会は必要の都度開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案

(2) 役員を選出

(3) その他必要な事項

(役員会)

第17条の2 役員会は、会長、副会長、監事、顧問、参事、支部長及び委員長で構成し、必要の都度開催して次の事項を審議する。

(1) 理事会に提出すべき議案

(2) 事業計画に基づく事業の推進

(3) その他必要な事項

(議決)

第18条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章の2 事務の運営

(事務の運営)

第18条の2 第16条及び第18条の規定に基づく予算、事業計画の事務の運営を委託することができる。

第5章 会計

(会費)

第19条 本会の会費は、別に定める基準による。

2 会費基準の改正等については総会に諮り決定する。

(経費)

第20条 本会の経費は会費、寄附金及びその他諸収入をもってあてる。

(会計)

第20条の2 本会の財政に特別会計を置くことができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則

この会則は、昭和 3 9 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この会則は、昭和 4 5 年 5 月 1 8 日から施行し、昭和 4 4 年 5 月 1 3 日から適用する。

付 則

この会則は、昭和 5 4 年 6 月 1 日から施行し、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、昭和 6 0 年 6 月 3 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 3 年 6 月 7 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 4 年 5 月 2 9 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 1 5 年 6 月 1 9 日から施行し、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、平成 2 5 年 5 月 2 9 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、令和 2 年 6 月 1 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。